

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合
【社員数】

(表5)

人数区分	法 人 数				構 成 割 合 (%)			
	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
3人以下	3	0	7	10	5.1	0	8.0	6.1
5人以下	3	4	20	27	5.1	23.5	22.7	16.5
10人以下	20	9	31	60	33.9	52.9	35.2	36.6
15人以下	12	1	10	23	20.3	5.9	11.4	14.0
20人以下	8	0	3	11	13.6	0	3.4	6.7
25人以下	3	0	0	3	5.1	0	0	1.8
30人以下	1	0	1	2	1.7	0	1.1	1.2
35人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
40人以下	1	0	0	1	1.7	0	0	0.6
45人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
50人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
50人超	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	8	3	16	27	13.6	17.6	18.2	16.5
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100

【出資額】

(表6)

金額区分 (万円)	法 人 数			構 成 割 合 (%)		
	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
~500	5	19	24	29.4	21.6	22.9
~1,000	4	14	18	23.5	15.9	17.1
~2,000	2	8	10	11.8	9.1	9.5
~3,000	0	4	4	0	4.5	3.8
~4,000	1	3	4	5.9	3.4	3.8
~5,000	0	10	10	0	11.4	9.5
~6,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~7,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~8,000	0	0	0	0	0	0
~9,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~10,000	0	2	2	0	2.3	1.9
~20,000	1	1	2	5.9	1.1	1.9
~50,000	2	3	5	11.8	3.4	4.8
~100,000	0	0	0	0	0	0
100,000超	0	0	0	0	0	0
無回答	2	21	23	11.8	23.9	21.9
合 計	17	88	105	100	100	100

【同族社員割合】

(表 7)

割合区分 (%)	法 人 数				構 成 割 合 (%)			
	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	7	1	4	12	11.9	5.9	4.5	7.3
~20	5	0	0	5	8.5	0	0	3.0
~30	16	0	4	20	27.1	0	4.5	12.2
~40	12	1	3	16	20.3	5.9	3.4	9.8
~50	0	1	1	2	0	5.9	1.1	1.2
~60	0	1	6	7	0	5.9	6.8	4.3
~70	0	0	2	2	0	0	2.3	1.2
~80	1	3	8	12	1.7	17.6	9.1	7.3
~90	0	1	5	6	0	5.9	5.7	3.7
~100	1	3	22	26	1.7	17.6	25	15.9
無回答	17	6	33	56	28.8	35.3	37.5	34.1
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100

【同族出資割合】

(表 8)

割合区分 (%)	法 人 数			構 成 割 合 (%)		
	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	1	2	3	5.9	2.3	2.9
~20	0	1	1	0	1.1	1.0
~30	0	0	0	0	0	0
~40	1	0	1	5.9	0	1.0
~50	0	0	0	0	0	0
~60	0	1	1	0	1.1	1.0
~70	1	0	1	5.9	0	1.0
~80	0	0	0	0	0	0
~90	0	1	1	0	1.1	1.0
~100	8	55	63	47.1	62.5	60
無回答	6	28	34	35.3	31.8	32.4
合 計	17	88	105	100	100	100

II 非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的イメージはどのようなものか

(表9)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体
①効率的な医業経営で高 収益を上げていること	12 (66.7)	37 (62.7)	10 (58.8)	48 (54.5)	107 (58.8)	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	19 (21.6)	24 (13.2)	5 (27.8)	15 (25.4)	6 (35.3)	18 (20.5)	44 (24.2)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
②附帯業務または収益業 務を広範囲に行っている こと	4 (22.2)	20 (33.9)	4 (23.5)	23 (26.1)	51 (28.0)	10 (55.6)	23 (39.0)	5 (29.4)	32 (36.4)	70 (38.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	7 (41.2)	27 (30.7)	50 (27.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	6 (6.8)	11 (6.0)
③医療法人の役員が同族 関係者で占められている こと	4 (22.2)	27 (45.8)	4 (23.5)	39 (44.3)	74 (40.7)	7 (38.9)	18 (30.5)	3 (17.6)	12 (13.6)	40 (22.0)	6 (33.3)	11 (18.6)	9 (52.9)	35 (39.8)	61 (33.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
④医療法人の役員・社員 とMS法人の役員・社員 が同じであること	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	18 (20.5)	29 (15.9)	10 (55.6)	30 (50.8)	10 (58.8)	36 (40.9)	86 (47.3)	4 (22.2)	17 (28.8)	4 (23.5)	29 (33.0)	54 (29.7)	3 (16.7)	3 (5.1)	2 (11.8)	5 (5.7)	13 (7.1)
⑤MS法人をはじめとす る株式会社が医療法人の 出資者や社員になること	2 (11.1)	6 (10.2)	1 (5.9)	11 (12.5)	20 (11.0)	10 (55.6)	35 (59.3)	12 (70.6)	43 (48.9)	100 (54.9)	5 (27.8)	14 (23.7)	2 (11.8)	29 (33.0)	50 (27.5)	1 (5.6)	4 (6.8)	2 (11.8)	5 (5.7)	12 (6.6)
⑥MS法人をはじめとす る株式会社の代表者が医 療法人の役員又は社員に 就任していること	3 (16.7)	10 (16.9)	1 (5.9)	15 (17.0)	29 (15.9)	10 (55.6)	29 (49.2)	11 (64.7)	32 (36.4)	82 (45.1)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	35 (39.8)	59 (32.4)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	12 (6.6)
⑦MS法人を通して医療 法人の剰余金を分配する こと	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	4 (4.5)	9 (4.9)	14 (77.8)	45 (76.3)	13 (76.5)	61 (69.3)	133 (73.1)	2 (11.1)	6 (10.2)	2 (11.8)	17 (19.3)	27 (14.8)	2 (11.1)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	13 (7.1)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
⑧出資持分を有している こと	7 (38.9)	24 (40.7)	8 (47.1)	49 (55.7)	88 (48.4)	4 (22.2)	11 (18.6)	0 (0)	7 (8.0)	22 (12.1)	5 (27.8)	20 (33.9)	8 (47.1)	27 (30.7)	60 (33.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	12 (6.6)
⑨社員の退社時に出資持 分に応じた剰余金の分配 が行われること	3 (16.7)	11 (18.6)	2 (11.8)	14 (15.9)	30 (16.5)	10 (55.6)	26 (44.1)	7 (41.2)	33 (37.5)	76 (41.8)	4 (22.2)	19 (32.2)	6 (35.3)	37 (42.0)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	4 (4.5)	10 (5.5)
⑩社員の退社時に出資払 込額を限度として払戻し すること	8 (44.4)	33 (55.9)	14 (82.4)	70 (79.5)	125 (68.7)	3 (16.7)	7 (11.9)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)	6 (33.3)	15 (25.4)	3 (17.6)	12 (13.6)	36 (19.8)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑪社団医療法人の解散時 に出資持分に応じた剰余 財産の分配が行われるこ と	2 (11.1)	15 (25.4)	4 (23.5)	28 (31.8)	49 (26.9)	9 (50)	21 (35.6)	6 (35.3)	25 (28.4)	61 (33.5)	6 (33.3)	19 (32.2)	7 (41.2)	33 (37.5)	65 (35.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	2 (2.3)	7 (3.8)
⑫社団医療法人の解散時 に出資払込額を限度とし て剰余財産の分配が行わ れること	7 (38.9)	34 (57.6)	12 (70.6)	70 (79.5)	123 (67.6)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	4 (4.5)	14 (7.7)	6 (33.3)	15 (25.4)	4 (23.5)	9 (10.2)	34 (18.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	11 (6.0)
⑬医療法人の役員の地位 のみに基づいて高額な報 酬を支払うこと	0 (0)	6 (10.2)	0 (0)	12 (13.6)	18 (9.9)	11 (61.1)	40 (67.8)	11 (64.7)	46 (52.3)	108 (59.3)	6 (33.3)	11 (18.6)	5 (29.4)	27 (30.7)	49 (26.9)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
⑭提供する医療の内容に 基づいて医療従事者に高 額な報酬を支払うこと	14 (77.8)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	107 (58.8)	1 (5.6)	9 (15.3)	2 (11.8)	14 (15.9)	26 (14.3)	2 (11.1)	10 (16.9)	5 (29.4)	25 (28.4)	42 (23.1)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)

(注)カッコ内は構成割合。

2) 非営利性に関する意見

(主要な意見)

- 剰余金を分配しないこと (18 件)
- 剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと (16 件)
- 地域住民に安定的に安全な医療を提供し、持続性を図ること (16 件)
- 持分を有さないこと (8 件)
- 高額の報酬を取らないこと (7 件)
- 不採算の医療も手がけること (7 件)
- 非同族であること (6 件)
- 課税されないこと (5 件)
- 経営の透明性 (3 件)
- 出資額限度で払戻しを受けること (4 件)
- 患者を商品視しないこと (2 件)
- 医療の公共性 (2 件)
- 非営利は大きな問題にすべきでない (ある程度の利益は必要) (5 件)
- 医療法人は営利企業(3 件)

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

(主要な意見)

- 相続税、法人税等の税負担軽減 (14 件)
- 現行制度 (配当禁止) の維持 (11 件)
- 経営内容等の情報公開 (9 件)
- 持分の放棄 (7 件)
- 国民皆保険の維持、充実 (3 件)
- 出資額限度法人の法制化 (3 件)
- 新たな持分なし法人の創設等、医療法人制度改革 (3 件)
- 役員報酬の規制 (3 件)
- 株式会社の参入阻止等資本による支配の排除 (3 件)
- 同族規制 (2 件)
- きめ細かな診療報酬体系の構築 (2 件)
- オンブズマン等による適切な監視システムの創設 (2 件)
- 法整備と行政の認識統一 (2 件)
- 公益性の促進 (2 件)
- 非営利でも営利でもない中間形態の法人創設を (2 件)

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

(表 10)

区 分	賛同する					賛同しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
①出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる。	2 (11.1)	5 (8.5)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)	5 (27.8)	21 (35.6)	3 (17.6)	13 (14.8)	42 (23.1)	10 (55.6)	24 (40.7)	6 (35.3)	35 (39.8)	75 (41.2)	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	2 (2.3)	13 (7.1)
②出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある。	2 (11.1)	7 (11.9)	5 (29.4)	29 (33.0)	43 (23.6)	4 (22.2)	25 (42.4)	4 (23.5)	22 (25)	55 (30.2)	11 (61.1)	17 (28.8)	7 (41.2)	34 (38.6)	69 (37.9)	1 (5.6)	10 (16.9)	1 (5.9)	3 (3.4)	15 (8.2)
③出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい。	0 (0)	4 (6.8)	1 (5.9)	18 (20.5)	23 (12.6)	8 (44.4)	28 (47.5)	4 (23.5)	29 (33.0)	69 (37.9)	6 (33.3)	15 (25.4)	10 (58.8)	32 (36.4)	63 (34.6)	4 (22.2)	12 (20.3)	2 (11.8)	9 (10.2)	27 (14.8)
④病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい。	11 (61.1)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	104 (57.1)	0 (0)	0 (0)	4 (23.5)	16 (18.2)	20 (11.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	4 (23.5)	23 (26.1)	33 (18.1)	5 (27.8)	17 (28.8)	0 (0)	3 (3.4)	25 (13.7)
⑤すでに出資持分を解消した。	13 (72.2)	54 (91.5)	4 (23.5)	6 (6.8)	77 (42.3)	0 (0)	0 (0)	2 (11.8)	25 (28.4)	27 (14.8)	2 (11.1)	1 (1.7)	4 (23.5)	19 (21.6)	26 (14.3)	3 (16.7)	4 (6.8)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

(表 11)

区 分	必 要					必 要 な い					ど ち ら と も い え な い					無 回 答				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
①出資額限度法人の普及	3 (16.7)	31 (52.5)	17 (100)	56 (63.6)	107 (58.8)	5 (27.8)	5 (8.5)	0 (0)	12 (13.6)	22 (12.1)	6 (33.3)	17 (28.8)	0 (0)	17 (19.3)	40 (22.0)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)
②特定医療法人・特別医療法人の要件緩和	11 (61.1)	48 (81.4)	14 (82.4)	65 (73.9)	138 (75.8)	3 (16.7)	4 (6.8)	0 (0)	5 (5.7)	12 (6.6)	3 (16.7)	4 (6.8)	2 (11.8)	16 (18.2)	25 (13.7)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
③その他（問題解消のための施策）	3 (16.7)	14 (23.7)	5 (29.4)	24 (27.3)	46 (25.3)	2 (11.1)	3 (5.1)	1 (5.9)	4 (4.5)	10 (5.5)	4 (22.2)	3 (5.1)	2 (11.8)	15 (17.0)	24 (13.2)	9 (50)	39 (66.1)	9 (52.9)	45 (51.1)	102 (56.0)

(注) カッコ内は構成割合。

3) 問題解消のための施策に関する意見

(主要な意見)

○医療法人創設・承継や持分放棄時等の課税軽減 (12 件)

○特定・特別医療法人の要件緩和 (7 件)

○出資額限度法人の法制化 (4 件)

○すべて特定・特別医療法人に移行させる (2 件)

4) 出資持分に関する意見

(主要な意見)

○出資持分は放棄すべき (14 件)

○出資額限度法人が望ましい (課税関係明確化の要望、非課税要件緩和の要望等含む) (13 件)

○持分があるのは当然 (責任ある経営や個人保証には必要等) (6 件)

○持分放棄には課税の軽減措置等の対価を付与すべき (2 件)

○新たな法人形態を創設すべき (2 件)

○持分は経営権とは異なる (1 件)

○持分と経営権を分離すべき (1 件)

○持分に応じた議決権を認めるべき (1 件)

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

(表 12)

区 分	配当禁止に抵触する					配当禁止に抵触しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
①病院の建て替えや医療機器の購入に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	18 (100)	55 (93.2)	15 (88.2)	81 (92.0)	169 (92.9)	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	1 (1.1)	5 (2.7)
②提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと	2 (11.1)	15 (25.4)	2 (11.8)	14 (15.9)	33 (18.1)	11 (61.1)	27 (45.8)	10 (58.8)	53 (60.2)	101 (55.5)	5 (27.8)	14 (23.7)	3 (17.6)	20 (22.7)	42 (23.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
③近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと	15 (83.3)	46 (78.0)	14 (82.4)	66 (75)	141 (77.5)	1 (5.6)	1 (1.7)	0 (0)	7 (8.0)	9 (4.9)	2 (11.1)	8 (13.6)	1 (5.9)	14 (15.9)	25 (13.7)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
④医療や健康に関わる研究事業に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	5 (5.7)	6 (3.3)	18 (100)	53 (89.8)	14 (82.4)	72 (81.8)	157 (86.3)	0 (0)	2 (3.4)	1 (5.9)	10 (11.4)	13 (7.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
⑤退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと	10 (55.6)	30 (50.8)	9 (52.9)	34 (38.6)	83 (45.6)	4 (22.2)	8 (13.6)	3 (17.6)	26 (29.5)	41 (22.5)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	27 (30.7)	51 (28.0)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
⑥退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと	3 (16.7)	7 (11.9)	1 (5.9)	6 (6.8)	17 (9.3)	12 (66.7)	36 (61.0)	14 (82.4)	70 (79.5)	132 (72.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	1 (5.9)	11 (12.5)	28 (15.4)	0 (0)	3 (5.1)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
⑦他の医療法人へ出資すること	3 (16.7)	13 (22.0)	3 (17.6)	16 (18.2)	35 (19.2)	7 (38.9)	20 (33.9)	6 (35.3)	29 (33.0)	62 (34.1)	8 (44.4)	23 (39.0)	6 (35.3)	40 (45.5)	77 (42.3)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 剰余金の使途に関する意見

(主要な意見)

- 医療の内容、質や患者サービス向上のための設備投資等に充てるべき (43件)
- 役員や従業員に還元すべき (16件)
- 配当を認めるべき (5件)
- 将来の経済変動に備え備蓄すべき (4件)
- 剰余金を生むこと自体が難しい (3件)
- 使途を制限すべきではない (3件)
- 将来への戦略的投資に充てるべき (1件)
- 剰余金は非課税にすべき (1件)

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

(表 13)

区 分	公益性が高い事業である と思う					公益性が高い事業である とは思わない					どちらともいえない					無 回 答				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
①救命救急医療を実施 していること	15 (83.3)	49 (83.1)	16 (94.1)	73 (83.0)	153 (84.1)	0 (0)	4 (6.8)	0 (0)	6 (6.8)	10 (5.5)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	7 (8.0)	14 (7.7)	1 (5.6)	2 (3.4)	0 (0)	2 (2.3)	5 (2.7)
②24時間365日診 療を実施していること	15 (83.3)	46 (78.0)	11 (64.7)	67 (76.1)	139 (76.4)	1 (5.6)	5 (8.5)	0 (0)	6 (6.8)	12 (6.6)	1 (5.6)	6 (10.2)	5 (29.4)	14 (15.9)	26 (14.3)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
③治療方法の確立して いない疾病に係る診療 を行っていること	4 (22.2)	23 (39.0)	2 (11.8)	30 (34.1)	59 (32.4)	2 (11.1)	12 (20.3)	4 (23.5)	25 (28.4)	43 (23.6)	12 (66.7)	22 (37.3)	9 (52.9)	29 (33.0)	72 (39.6)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	4 (4.5)	8 (4.4)
④へき地など採算の合 われない地区において医 療を実施していること	15 (83.3)	53 (89.8)	13 (76.5)	71 (80.7)	152 (83.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	0 (0)	8 (9.1)	12 (6.6)	1 (5.6)	1 (1.7)	3 (17.6)	6 (6.8)	11 (6.0)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
⑤医療従事者の研修に 取り組んでいること	9 (50)	33 (55.9)	9 (52.9)	51 (58.0)	102 (56.0)	2 (11.1)	7 (11.9)	0 (0)	11 (12.5)	20 (11.0)	6 (33.3)	16 (27.1)	7 (41.2)	23 (26.1)	52 (28.6)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑥医療や健康に関わる 研究事業に取り組んで いること	12 (66.7)	44 (74.6)	10 (58.8)	55 (62.5)	121 (66.5)	2 (11.1)	2 (3.4)	0 (0)	11 (12.5)	15 (8.2)	3 (16.7)	10 (16.9)	6 (35.3)	19 (21.6)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑦社会保険診療を実施 していること	11 (61.1)	32 (54.2)	10 (58.8)	61 (69.3)	114 (62.6)	1 (5.6)	11 (18.6)	0 (0)	10 (11.4)	22 (12.1)	5 (27.8)	13 (22.0)	6 (35.3)	14 (15.9)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑧経営に関する情報を 公開していること	9 (50)	27 (45.7)	9 (52.9)	42 (47.7)	87 (47.8)	2 (11.1)	11 (18.6)	0 (0)	8 (9.1)	21 (11.5)	6 (33.3)	18 (30.5)	7 (41.2)	35 (39.8)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か

(表 14)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の 有 限 公 司	持 分 の 有 限 公 司	出 資 額 限 有 限 公 司	全 体	財 団	持 分 の 有 限 公 司	持 分 の 有 限 公 司	出 資 額 限 有 限 公 司	全 体
必 要	5	25	4	33	67	27.8	42.4	23.5	37.5	36.8
不 要	9	15	8	27	59	50	25.4	47.1	30.7	32.4
ど ち ら と も い え な い	4	18	4	28	54	22.2	30.5	23.5	31.8	29.7
無 回 答	0	1	1	0	2	0	1.7	5.9	0	1.1
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

3) 公益性に関する意見

(主要な意見)

- 公益性とは、患者・地域のために良質な医療を提供することである(22件)
- 公益性の高い法人には課税の軽減等、公的な便宜を図るべき(8件)
- 医療とは不可欠な社会的機能を有するため、本来公益的なもの(6件)
- 同じく公益であるべき国公立病院との格差是正や役割分担明確化を(4件)
- 公益性と利益を上げることとのバランスが重要(4件)

- 公益性向上には経営の透明化を(3件)
- 特定・特別医療法人の要件を緩和し、医療法人の公益性を高めるべき(3件)
- 公益性より民間活力による医療効率化のほうが重要(3件)
- 非営利性=公益性(3件)
- 非営利性は必要だが、税金も払っている以上、公益性までは不要(3件)
- 非営利である以上、公益性も求められる(2件)